内閣衆質一〇三第一 号

昭和 六十年十一 月 + 九 日

内 閣 総 理大 臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」 に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 松 浦 利 尚 君提 出 原子 力 平 和 利用 三 原 則中の 「公開 \mathcal{O} 原 則 に 関 す る質問 に

対する答弁書

一について

平 和 \mathcal{O} 目 的 に 限 ŋ 原子力の 研 究、 開発及 び 利 用 (以 下 「原子力 利 用 という。) を進 め

観 点 か ら、 原 子 力 利 用 \mathcal{O} 成 楽を 公 開 す ることが 重 一要で あ ることは もちろ んのこと、 原子 力 0 安

全 性 に 0 1 7 玉 民 \mathcal{O} 理 解 を 得 7 原 子 力利 用 を 進 め るとい う観 点 か 5 ŧ, 原 子 力 利 用 \mathcal{O} 成 果 を 公

開していくことは重要であると考える。

二について

原 子 力 利 用 0) 成 果を公開するに当たつて は、 財 産 権 \mathcal{O} 保 護、 核 不 拡 散等 0) 観 点か 5, ノウ ハ

ウ 等 0 商業 機 密、 核不拡散上機微な情報等につい ては、 慎 重 に 対 処 す る 必要が ある。 か L な

が ら、 商 業 機 密 等 に 名 を借 り 7 V) たずら に 非 公 開 とすることは 避 けるべ きで あ ý, 政府

は 0) ようなことの な **,** \ よう十 -分指: 導して 7 、く所存 で あ る。

三について

核 原 料 物質、 核燃料物質及び原子炉 が の 規 制 に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) に

基 ーづく 原子力: 施 設 \mathcal{O} 設 置 許 可 等に係 る安全審 査 \mathcal{O} 際に 提出され る申請書及びその添付書類) 以

下 申 請書等」という。)につい て は、 商業機密等に関する部分を除き、 できるだけ 公開 L 7 *(*) <

ことが 重 一要で あると考 え る。 現 在 右 \mathcal{O} 安 全 審査 0 際 に 提出される申請書等で非公開とし て い

る部分は非常に少なくなつている。

四について

昭 和 五. 十 五 年 ·度以 降にお ける実 用発電 用 原 子 · 炉 0 設 置 0 許可 (変更の許可を含む。) 0) 件 . 数 及

び 当該 許可 に係る申 請書等の 公開の状況 は、 別 表 0 とお りであ ŋ, 非公開 0 箇 所 は 型 0 異 なる

燃 料 集 合 体 \mathcal{O} 共 存 性 12 関 す る 資 料 \mathcal{O} 部 筡 1 ず れ ŧ 商 業 機 密 に 関 す る Ł \mathcal{O} で あ る。

ま た 申 請 書 等 に 0 1 7 は 今 後 کے ŧ, 商 業 機 密 等 12 関 す る Ł \mathcal{O} を 除 き、 で きる だけ 公 開 7

いく方針である。

五について

昭 和 五. + 五. 年 度 以 降 に お け る 実 用 発 電 用 原 子 炉 以 外 \mathcal{O} 主 要 な 原 子 力 施 設 に 関 す る 許 可 又 は 承

認 に 係 る 申 請 書 等 \mathcal{O} 公 開 \mathcal{O} 実 績 をみると、 原 子 炉 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 許 可 又 は 承 認 (変 更 \mathcal{O} 許 可 又 は 承 認

を含 む。 に 0 1 て は 新 型 転 換 炉 S げ λ 発 電 所 高 速 増 殖 炉 t ん じ ゆ 発 電 所 に 係 る ŧ \mathcal{O} な ど

合 わ せて三十 件 \mathcal{O} 許 可 又 は 承 認 を 行 0 7 1 る が れ 5 に 係 る 申 請 書 等 は す ベ 7 公 開 L 7 1

る。 ま た、 再 処 理 施 設 設 置 \mathcal{O} 変 更 承 認 に 0 1 7 ŧ, 承 認 件 数 七 件 に 係 る 申 請 書 等 は す べ て 公 開

散上機微な一部のウラン濃縮技術を除き、公開している。

7

1

る。

ک

 \mathcal{O}

ほ

か

ウラン濃縮!

原型プラント

に

係

る

加

工

事

業

 \mathcal{O}

許

可

件

に

0

1

7

は、

核

不

拡

また、 申 請 書等 に つ ١, ては、 今後とも、 商業 機密 等に 関 す るも \mathcal{O} を除 き、 できるだけ 公開

ていく方針である。

六について

核 物 質防 護に係る機微な情報等につい ては、 非公開とせざるを得ない。 L カュ しながら、 核 物

質防 護に 名 し を 借 りて **(**) たずらに非 公開とすることは 避けるべきであり、 政 府としては、 この ょ

うなことがないよう十分指導していく所存である。

な お、 原 子 力 利 用 \mathcal{O} 成 果 は <u>ー</u>に つい て及び二に つい てに お į١ て述べ た考え方に従 7 公開し

ていくことが重要であると考える。

右答弁する。

昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和五十八年度	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十五年度	年度
三件	八件	十 一 件	十 一 件	十二件	十八件	の許可の件数
なし	なし	なし	関西電力株式会社大飯発電所原子炉設置変更許可(一号及び二号原子炉施設の変更)	炉施設の変更)等関西電力株式会社高浜原子炉設置変更許可(一号、二号、三号及び四号原子	九州電力株式会社川内原子力発電所原子炉設置変更許可(二号原子炉の増設)等	中に非公開の箇所を含むものの件数中欄に掲げる件数のうち、申請書等の
			一 件	二件	三件	